参加者確認型随意契約方式の概要 及び 関東地方整備局における運用

国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

背　景

公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という）が令和6年6月に改正され、同法第21条に「競争が存在しないことの確認による方式」が位置付けられたことを受け、国土交通省直轄工事を対象とした参加者の有無を確認する公募手続について定めた「国土交通省直轄工事における参加者確認型随意契約方式の実施について」（令和8年9月17日付け）が国土交通本省より通知された。

これを受け、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）では、必要な運用を定め以下に掲げる工事を対象に令和８年１０月２０日以降に公募手続に基づく公示を行う案件から適用。

■ 品確法　本文（抜粋）
（競争が存在しないことの確認による方式）
第二十一条　発注者は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

対象工事の要件

要　件	＜例1＞ 維持工事等	＜例2＞ 機械設備等の専門工事等
①当該工事に必要な技術、設備、又は体制等からみて、その地域において受注者になろうとする者が極めて限られている	○緊急時の速やかな現地対応が２４時間体制で求められ、その地理的条件から競争参加要件を変更しても特定の一者しか参加者が見込まれない インフラの巡視、維持管理、除雪作業等	○高度な技術や特殊な設備が必要とされる 機械設備・電気通信設備等の修繕・更新・増設・改造等
かつ	かつ	かつ
②当該地域において競争が存在しない状況が継続している	○同一工区かつ同一工事内容の過去の工事発注において、当該地域の特定の一者しか競争に参加していない状況が継続	○特定の一者以外にはその実施が困難 または ○同一工事内容の過去の工事発注において、特定の一者しか競争に参加していない状況が継続

競争が存在しない状況が継続の考え方（関東運用）

- 参加者が特定の一者のみの状況が、過去複数回の発注において継続していること

手続きの流れ（関東運用）

- 概略フロー・スケジュールを参照